

戦争賛否論における対話可能性

河見 誠

<要旨>

戦争の是非、戦力保持の是非は、現代社会においてはもちろんであるが、とりわけ日本においていわゆる平和憲法を保持する限り、特に論じ続けなければならない永遠のテーマであろう。しかも我々は、この問題について単に論じ続けるだけでなく、一定の答えを出すよう求められる時代状況に置かれていると言える。しかしそのような時代状況にあっても、戦争賛否論は互いに歩み寄る余地がないように見える。本稿はそのような袋小路を脱して建設的な対話が生み出される可能性を模索しようと試みるものである。まず、戦争の種類を基にして、歴史的流れに対応させつつ、戦争賛否論の各立場を分類する。そして、第一に「戦争に賛成か反対か」と単純に問われた場合にはほとんどの人は「反対」と答えるであろうということ、但し第二に「絶対的に」反対するかと問われたときには「躊躇」を覚えるであろうということを立脚点にして、各立場に応じた対話の糸口、各立場を包括する観点に立った対話の糸口を探る。

キーワード：戦争、平和、対話、壁、日本国憲法

Keywords: war, peace, dialogue, barrier, the Constitution of Japan

一 本稿の目的

「戦争に賛成か、反対か」と単純に問われたら、ほとんどの人が「反対」と答えるのではないだろうか。しかしその人々も、さらに、「戦争に『絶対的に』反対するか」と問われるとき、少なからず躊躇を覚えるであろう。理論的にも現実問題としても、戦争の是非、戦力保持の是非については、人々の間で激しい対立が見られるところであるが、ここから言えることは、その対立は、「絶対的に」という問いかけに直面した際に生じる「躊躇」への向き合い方の違いに起因するのではないか、ということである。もしそうであるとするならば、激しい対立の中にも、対話を切り開く余地は十分に見出すことができる。すなわち第一に、戦争に「絶対的に」反対という立場を取らない人々も、絶対的反対の人々と同様、基本的あるいは原則的には「戦争に反対」という考えを共有している、ということになる。戦争賛成論はほとんどの場合、やむを得ない状況での例外的な容認であるとすれば、論理的に言えば、その立場は、原則的には戦争反対の立場と言うことができるのである。第二に、賛否は、「絶対的」という問いの前での躊躇への「向き合い方」の違いによるのであって、いずれも「躊躇」それ自体は共有している、ということになる。

本稿では、これらを共有基盤に据えることで、ともすれば歩み寄る余地のないように見

える戦争に関する賛否の議論が、建設的な対話へと導かれることがどこまで可能か、模索を試みようと思う。そのためにまず、戦争の種類を念頭に置きながら、戦争反対論を分類しておくことから始めよう。

二 戦争の種類と戦争反対論

1. 戦争は様々に定義することが可能であり、広義には、「主として軍事力を用いた組織的な破壊の企てによる、人の死を伴う政治集団間の闘争」とまとめることができよう¹⁾。しかし、現代社会において生じる戦争は、何らかの意味で主権国家を前提としている。二国あるいは複数国間の戦争以外の、内戦・革命やいわゆるテロリズムもまた、国家主権の奪取や国家による主権的支配への抵抗独立を目的とする闘争である、とも言えるからである。ここでの課題は、我々の生きるこの時代における戦争についての賛否論（間の建設的対話の可能性）であるから、近代以降の主権国家を前提とした戦争を基本にして考えていくことにする。

2. 戦争は大きく侵略戦争、自衛戦争、制裁戦争の三つに分類できるが²⁾、第一次世界大戦以前には、どの類型に属し、どのような理由によるかにかかわらず、国際法上の手続に則っている限り、国家により行われる戦争は合法とみなされた。もっとも、この「無差別戦争観」は、戦争の全面的肯定を意味するわけでは必ずしもなく、主権国家を超えた法及び裁定機関の不存在がもたらす、やむを得ざる「法的」帰結であった、と捉えるべきであろう³⁾。国際社会が、少なくとも不正な戦争は（法的に禁止できないとしても政治的道義的には）行われるべきでないという「倫理」観に立っていたことは、当時の法実証主義的な国家観、国際法観においても最大限可能な「法的」抑制手段として、国家間の合意に基づいた国際法による手続的限界づけを課そうとしたことから浮かび上がってくる⁴⁾。しかし近代の戦争が強力な破壊兵器による市民大量殺戮の様相を帯びるにつれ、戦争の法的禁止が模索されることになる。

3. 2000万人を超えるとも言われる死者を出した第一次世界大戦を経験した後、戦争を違法とする努力が展開され、1928年パリ不戦条約が締結されるに至る。そこでは、国際紛争解決のための戦争を非とすることが明言され、さらにこの条約参加を広く世界諸国に呼びかける内容となっている⁵⁾。不戦条約において、戦争は「法的に」禁止されたのであり、その立場は第二次世界大戦後の国際連合憲章に受けつがれている。従って現代において、冒頭の質問に対する「戦争に反対」という答えは、今や法的根拠を持つものと言えるのである。

但し、不戦条約は戦争を「絶対的に」禁止するものではなかった。締結に当たり各国は、自衛と制裁のための戦争は禁止されないことを留保したのである⁶⁾。

4. この点に関しては、国際連合憲章も同様のスタンスをとる。国際連合憲章は、6,000万人に及ぶと言われる死者を出した第二次世界大戦の反省に基づき、戦争のみならず、さ

らに徹底した形で、戦争に結びつく行為や事実上の戦争(「武力による威嚇又は武力の行使」)を禁止する⁷⁾。しかし「個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と規定し、国家の自衛権を容認しているのである。もっとも、国連憲章下の自衛権行使の場合には、安全保障理事会の措置が優先であり、またその措置がとられるまでという限定つきである⁸⁾。従って、事後的な自衛のためだけの武力行使の権利が一時的に容認されるだけであって、積極的な攻撃を相手国に対して継続的に加えるような自衛戦争の権利は認められていない。そして、安全保障理事会体制のもとでは、個別の国家が国際平和を維持するために武力を用いる制裁戦争は原則的に場所を失ったのであり、少なくとも安保理決議による場合しか、そのような制裁戦争は正当化されない、と考えるのが筋であろう。

国連憲章におけるような自衛戦争に関する明文の規定と安全保障の国際システムを持たなかった不戦条約においては、個別国による自衛戦争、制裁戦争を厳密に法的に制約したり禁止するまでには至らず、確実に導出できるのはせいぜい侵略戦争の禁止のみであった、といわざるを得ない。それでも、例えば日本の太平洋戦争を不戦条約違反として裁定する可能性は開かれるのであり、「戦争に反対」という不戦条約の精神が法的レベルにおいて全く生かされないわけではなかったが、やはり戦争の法的限定づけは極めて弱いものであった。これに対し、国連憲章においては、ごく限定的な形で自衛戦争(及びせいぜい安保理決議に基づく制裁戦争)以外の戦争の法的禁止が明確に示されている。単純化すれば、侵略戦争以外は容認せざるをえないというスタンスから、限定された自衛戦争以外は否定するというスタンスへと逆転するのである。不戦条約と国連憲章の間には、いわば法的レベルにおける原則と例外の逆転が見られる、とすることができるかも知れない。

5. しかしながら国連憲章も例外的には戦争を容認するのであって、戦争に「絶対的に」反対という立場をとっているわけではない。これに対し、(制裁戦争はもちろん)いかなる自衛戦争も否定するものと解釈されうる立場をとっているのが、日本国憲法である⁹⁾。

周知のように、憲法第9条に関しては様々な解釈があり、そして多数説は、同条が国家の自衛権それ自体を否定したものではない、と考える。すなわち、第9条第1項の「国際紛争を解決する手段として」の戦争がパリ不戦条約と同じ表現であることに鑑みればそこで永久放棄されるのは侵略戦争に限られ、あるいは国際連合による安全保障体制を念頭に置くなればせいぜい制裁戦争までの禁止にとどまるのであって、憲法は自衛戦争を含めた国家の自衛権まで放棄したわけではない、という論理である。しかしたとえ第1項で自衛戦争が理論上容認されているとしても、第2項で「戦力は保持しない」「交戦権は認めない」というのであるから、戦争を行うための実際の戦力保持が認められていない以上、自衛のためであっても憲法は戦争を認めていないと言わざるを得ない。従って、多数説による場合にも、憲法は少なくとも結果的には、戦争に「絶対的に」反対という立場をとっていることになる。

しかし、自衛権を肯定しつつ戦力の保持、行使を否定することに、いかなる意味があるのだろうか。唯一積極的に考えられる意味は、憲法第9条はいわゆる「武力なき自衛

権」模索の可能性を開いている、というものである。この「武力なき自衛権」の構想は、一方では率直にいかなる武力にもよらない自衛の模索(例えば、外交や経済政策、警察力、さらには非暴力抵抗まで)へと展開していくであろうが¹⁰⁾、他方では武力(=戦力)と実力とを分けて捉え、「武力とは言えない程度の実力による自衛」模索の可能性も開く(自衛のために必要最小限度の実力を超えたものが戦力である、という政府見解である)¹¹⁾。後者の模索を根拠づけているのは、第1項が自衛権を否定したものでない以上、その行使のために必要な実力は憲法上認められているはずである、という第1項解釈である。もっとも、何が自衛のために必要最小限度の実力かということに関し、明確な歯止めがない限り、実力による自衛権行使は、憲法第9条の趣旨に反する帰結をもたらすと言わざるを得ないだろう¹²⁾。

この点を問題視し、憲法第9条は「武力なき自衛権」なる概念を生み出す余地を持たず、そもそも自衛権自体を否定している、とする考えも有力に主張されている¹³⁾。つまり、第9条第1項は、戦争禁止の流れの中で自衛戦争を含め戦争を「絶対的」に禁止した規定であり、第2項はその絶対的禁止を確実にするための条件の明確化、と解釈するのが正しいという捉え方である。確かにこの捉え方が、第2項冒頭の「前項の目的を達するため」の位置づけがスムーズとなるし、論理的もそして歴史的にも自然な解釈であるように思われる。

いずれにせよここで確認できることは、このような有力説にせよ多数説によるにせよ、現行憲法第9条は少なくともその条文解釈としては、戦争に「絶対的に反対」の立場をとっている、ということである。

6. 以上の検討から、「戦争に賛成か反対か」という問いに対する答えは、戦争の種類を基にして、歴史的流れに対応させつつ、次のように分類することができよう。

- ①どんな戦争でも(法的には)容認(=第一次世界大戦以前の考え)
- ②侵略戦争のみ反対(=パリ不戦条約の帰結)
- ③自衛戦争のみ容認(国連承認があるなら制裁戦争も容認)(=国連憲章の立場)
- ④自衛戦争も含めすべての戦争に反対(=日本国憲法第9条の立場)
 - ④-1 自衛のための実力(軍事力)保持、行使は容認
 - ④-2 あらゆる武力・軍事力の保持、行使に反対

三 対話の糸口1——各立場に応じて

1. それではこれらの相異なった立場の間に、どのような対話の糸口を見出すことができるだろうか。最初に述べたように、どの立場も、基本的には戦争に反対であるということをも前提とするならば、まず第一に、各立場に応じた形での、戦争を制約禁止する方向への対話の努力の仕方があり得る。

2. 現在、事実上ほとんどの主権国家が国連に加入しているとするならば、③を前提に対

話をスタートできるようにも見えるが、主権国家の中でも②に踏み込もうとする国家はある。さらに、国家内での内戦、主権獲得・独立を目指す民族紛争、国家枠組みを超えたテロ攻撃など、国家の領土や国民、政治的支配を全面的か部分的かにせよ侵奪するという、侵略戦争に類似した武力の行使を行い、その意味では①に踏み込んでいると言うことができるかも知れないが、その組織形態として国家とは言い難いようなグループもある。

しかし、①に踏み込もうとするグループであっても、少なくとも道義的には可能な限り武力行使は避けるべきであるという建前を有している限り、全く無制限な武力行使の自由を有するという主張に与するわけではなく、武力行使に関する手続と内容について合意できさえすれば、それに従う用意があるものと捉えることができる。そして、もし合意ができるならば、最初は最低限の取り決めであったとしても、それを基礎にしてより武力行使を制限する取り決めへと進んでいく用意がある、とも捉えることができる。従って、武力行使の手続的制約と人道的ルールの形成を共通目標にして対話を始めることは理論的に可能であり、そして最低限の取り決めを実現できた場合にそこからさらなる進展を期待することは決して夢想ではなく実現可能性を有すると言える。但し、そのような理論的現実的可能性は、あらゆる手段を用いることを辞さないグループであっても、基本的には戦争（武力行使）に反対であると考えているのだ（少なくとも望ましいとは思ってはいない）、という前提に立つかどうかにかかっている。

3. ②に踏み込もうとする主体に関しても、侵略戦争は不当であるという建前を有している限り、侵略戦争概念を厳密に規定していくという対話の糸口があり得る。侵略戦争は、他国・他のグループの領土・支配領域に攻め入って武力攻撃を加え（行動内容）、その主権・独立を侵害し強奪すること（行動目的）、と簡単にまとめることができよう¹⁴⁾。しかし領土侵攻があったとしても、その行動目的は侵略ではなく、相手（の内部の正統な主体）の同意によるとか、自国の防衛であるとか、制裁であると主張されるのが常で、自ら侵略目的であると明言して行われた戦争は皆無と言ってよい。しかし、相手方もしくは国際社会から見たときには、そのうちの多くは侵略戦争と捉えられるのである。そのような歴史的現実を鑑みつつ、侵略戦争のみにしか反対しないという立場（②）であってもその侵略戦争絶対反対の立場を真摯に追求するべきとするならば、戦争の分類において行動目的を基軸に置くことは避けるべき、ということになる。すなわち、相手の領土への侵攻という「行動内容」があったときは「行動目的」の如何にかかわらず侵略戦争と推定され、侵略目的でないということが明確に立証されない限りは、自らが不当と考える侵略戦争を行っていることを認めなければならない、という侵略戦争概念の捉え方に立つべきなのである。この捉え方に基づく場合、侵攻者の側が立証責任を負って相手方もしくは国際社会を説得しなければならず、説得できない場合には自ら自身の論理に基づき撤退の義務を負うことになる。このようなやりとりの場を完全な形で保証することは困難かも知れないし、保証されるとしても激しい対立が予想されるが、しかしこのような侵略戦争の推定と立証責任の捉え方によって、②の立場をとろうとする主体との対話の糸口が開かれることにな

と思われる。この対話可能性は、侵略戦争以外の戦争は容認する立場であっても基本的には戦争反対であり、それは侵略戦争に関して絶対的に反対という姿勢に現れているのだ、という前提に立つかどうかにかかっている。

4. 上述のように現代における主権国家である以上、本来はどの国家も③の立場に立つはずである。従って、安保理を無視して自衛戦争を行ったり、独自の判断で制裁戦争を行う国家は、②に踏み込もうとする国家と言える。そのような国家との対話の糸口は、当該国家も批准した国連憲章の条文であり、対話は、③の立場に踏みとどまることへと方向を向けることになる。

しかし③の立場に立つ国家間においても、紛争、戦争が絶えないのが現実である。同じ国連憲章の枠組みに服しながらも、武力行使の正当性に関する対立が生じるのは、国連憲章に基づく場合でも例外的に許容される自衛権行使の捉え方と、制裁戦争の条件たる安保理決議の捉え方の相違による。この場合も、どの国家も基本的には戦争反対の方向に向かおうとしているという前提に基づくならば、対話の可能性が開かれるように思われる。まず、自衛権行使としての自衛戦争概念に関しては、上述の侵略戦争の場合と同様に、厳密に規定していく方向に向かうべき、ということになるであろう。すなわち、自衛戦争であるかどうかは、自らの持つ「行動目的」によってではなく、自国への攻撃に対する自国内での反撃にとどまるという「行動内容」によって決まり、他国への侵攻が行われる場合には自衛戦争ではないと推定される。そして仮に他国への侵攻が自衛権行使として容認される場合があるとしても、それは相手国もしくは国際社会が納得するケースに限られ、しかも一時的でなければならない、という捉え方である。それから、制裁戦争に係る安保理決議に関しては、原則的に個別国家の武力行使を否定的に捉える国連憲章の姿勢からするならば、やはり武力行使を明示的に容認する決議が必要、と捉えるのが筋であろう。これらの捉え方を対話の糸口として設定できるかどうかは、国家間の戦争をまずは否定的に捉えることから組み立てられた国連憲章に批准している国は基本的に戦争反対であるはずだ、という前提に立つかどうかにかかっているのである。

5. ④-1 の立場に対して、戦争のさらなる制約禁止の方向に向けた対話をしていくためには、その主張する「実力」の最小限度性と、③の立場と比較した場合のその立場の「独自性」が糸口となろう。まず、武力・戦力とは異なる実力という概念が存立し得、そしてその区別が自衛のための必要最小限度かそれ以上かによるのであれば、最小限度性を判断する基準がなければならないはずである。もしそのような基準を見いだすことができないとするならば、憲法第9条第2項（戦力不保持、交戦権放棄）を対話の土台とする限り、④-2 の立場に向かうのが筋であろう。これに対し、基準を見いだすことができるとするならば、その基準を明確化するとともにできるだけ謙抑的に判断していくための対話が求められよう。

もっとも、戦争や武力行使とは言えない自衛のための実力行使というものをそのようにして理論構築しえたとして、それは③の自衛権行使とどこが異なるのであろうか。日本国

憲法が平和憲法として独自の国際的地位を占める（べき）ということが対話の土台にあるとするならば、この相違点を見出すための対話は極めて重要であるが、なかなか難しい。国際的に見て防衛費が少ないとは決して言えない日本が、実力と武力の量的相違を主張することは無理であろう。質的相違としてかろうじて主張しうるのは、自衛権行使を、自国への侵略に対する反撃のみに限定し、他国への侵攻・（実力）展開は例外的にであっても絶対に認めないといった、自衛権行使の範囲限定ぐらいであると思われる。従って後述のように、このような範囲限定もできないあるいはなすべきでないとするれば、それはもはや④-1の立場の放棄を意味しよう。

6. ④-2の立場は、戦争に絶対的に反対であるから、この立場自体に対して戦争を制約禁止する方向への対話の糸口を開く必要はない。しかしそれが単なる理想論ではなくて本当に成り立ちうるものなのかという対話は、内在的な議論として展開可能であり、またその立場の有効性を確認する上で必要でもあろう。論点としては例えば、戦争絶対反対論は政治的に実現可能性をもつか（武力なり実力なりの抵抗力なしに国家は存立しうるのか）、かえって悪い結果をもたらさないか（武力行使の不在が、相手方のさらなる暴力の暴走を生み出さないか）、論理的な一貫性をもつか（それが理論的根拠とする前提〔例えば、生命尊重〕からは戦争絶対反対以外の結論も導出されうるのではないか）、といったものが挙げられよう。但し、これらについての対話を引き受けることは、戦争絶対反対論を標榜している者たちだけでなく、実は日本国憲法第9条を法規範として持つ我々の宿命でもあると言えよう。

四 対話の糸口2——各立場を包括する観点

1. 以上、戦争の賛否に関する各立場との対話に向けた努力の仕方の第一として、各立場に応じた形での対話の糸口を探ってみた。どの立場も基本的には戦争に反対であるという共有基盤を前提にすることで、戦争を制約禁止する方向に向けての対話が、一定程度成立しうることを見てとることができたと思われる。

しかしさらに加えて第二に、各立場を包括する観点における対話の糸口が求められるべきであろう。各立場を超えた共通の土俵の上で展開されなければ、対立しあう者たちが何らかの形で一致を見出して考え方と互いの関係を新たにしていくような、真に建設的な対話が生まれたとは言えないからである。第一の、各立場に応じた形での対話は、そのための予備的作業か、あるいはそれが成立しない場合の次善の策に過ぎない。しかしそのような第二の、より重要な対話が成立することがどのようにすれば可能なのであろうか。以下、この問題を「対話が向かうべき終着点はどこか」という切り口を用いつつ模索してみることとする。

2. 各立場を包括する観点における対話の糸口となる可能性があるのは、歴史的観点であろう。確かに、時代が進むにつれ戦争は大量破壊兵器の時代となり、犠牲者の数は飛躍的

に増大しているにもかかわらず、戦争や紛争が絶えることはない。戦争史的には戦争はむしろ拡大の一途を辿っていると言ってもよいかも知れない。しかしそのような戦争史の現実に反比例するように、戦争に対する我々の向き合い方の歴史は、より戦争を制約する方向へと確実に進んできている。この点に鑑みれば、現在①の立場をとるグループは②の立場へ、②の立場は③へ、③の立場は④へと向かうべく努力すべきである、ということについてはコンセンサスが得られるのではないかと思われる。従って対話は、各立場をより制約的な方向へとシフトさせるという観点に基づいて行うことが許されよう。

そして歴史が戦争をより制約すべき方向へ向かってきたとすれば、その終着点は戦争「絶対」反対であると言えそうである。③は④へ、そしてその中でも④-1 は④-2 へ向かうべきであるはず、ということになろう。しかし、その終着点に最も近いと思われる日本国憲法をめぐる、揺り戻しの議論が展開されている。④-2 に向かうことを阻むものは何であり、そして④-2 はわれわれの対話が向かうべき終着点となり得るのであろうか。そのことを見出すために、まずは憲法第9条をめぐる議論を整理してみよう。

3. 周知のように、④-1 の解釈が出てきたのは、警察予備隊、保安隊、自衛隊という組織形成に伴ってのことである。従って、憲法制定当初においては④-2 の捉え方が基本であったとすれば、既に早い時期に④-2 から④-1 への揺り戻しが始まったと言える。

④-1 の立場は、戦争に「絶対的に」反対という建前を、戦争とは言えない自衛権行使、武力・戦力とは言えない実力という概念設定によって、かろうじて守ろうとする立場である。但し、その建前の維持は、上述のように武力と実力を区別するための恣意的でない基準を見いだせること、さらに行使されるのは自国侵略に対する反撃のみに限定された個別的自衛権にとどまることを条件とする。従って、大量破壊兵器を現実的に保持することはもちろん核兵器保持の可能性を論ずることであってもその論議自体を容認するのであるならば、あるいは相手基地等自国外に向けた先制攻撃や追撃、「周辺事態」に関する積極的な関与、集団的自衛権を容認するのであるならば、その姿勢は既に④-1 ではなく③の立場であると言わざるを得ない。従って、少なくとも憲法第9条第2項を改正して③の立場を明確にするのが筋、ということになろう。但しそのような改正を行った場合、日本国憲法を「平和憲法」と特徴づけることはもはやできないし、すべきでない。他の諸国と同じ③の立場を規定したに過ぎないものになるからである。改憲論者の多くは第1項は改正せずにそのまま残すと考えるようである。それは「戦争反対」のスタンスを主張したいからと思われるが、憲法第9条は戦争に「絶対的に」反対というスタンスにつながりうるからこそユニークな「平和憲法」なのであり、単なる「戦争反対」は国連憲章及び各国に一般的なスタンスに過ぎない。いずれにせよ、最近、第2項改正により「自衛軍」を正面から認めようとする動きが活発になってきているようであるが、それは④-1 から③へという揺り戻しが現実に模索され始めていることを意味しよう。

さて、もし③の国連憲章の立場に向かうとするならば、自衛戦争だけでなく、制裁戦争への参加にも道が開かれる。もっとも③の立場の場合、制裁戦争は安保理決議がある場合

に限られるのであるが、武力行使を明示的に容認する決議があるとは言えない場合でも制裁戦争に踏み切ったり協力するという立場に立つならば、それは③を離れてさらに②に近づくものであると言える。そして自衛戦争に関しても、他国への侵攻を極めて例外的なことを考えることなく通常の選択肢と考える場合、相手国もしくは国際社会の十分な納得が得られないにもかかわらず他国へ侵攻する場合、またたとえ納得が得られたとしてもその侵攻が一時的な自衛の範囲を超えて長期にわたる場合、③を離れて②に近づく立場に立つと言える。そのような自衛戦争に協力してよいと考える場合も同様である。特にテロ対策特別措置法以降、自衛戦争や制裁戦争（への協力）について謙抑的に限定していくよりもむしろ拡大解釈的に許容していくスタンスが見られるが、それは④-1 から③へというよりもむしろ、④-1 から②へという揺り戻しと捉えることができる。

4. このように日本国憲法第9条をめぐる戦争に関する最近の議論は、④-2 から④-1へ、そして最近では④-1 から③さらには②へ、と向かう動きを見せつつある。どうして戦争に「絶対的に反対」という立場を支えやすい憲法条文を持ちながら、④-2 に定位せず、少なくとも目指すべき終着点にしようということにもならないのであろうか。もちろんそれは政治的現実を原因とするのであるが、より厳密に言えば、政治的現実直面したときに「戦争に絶対反対」という立場をもって対応しようすることに人々が感じる「躊躇」によるものと考えられよう。もっともこの躊躇に対する「向き合い方」は様々ではない。各立場の相違について、例えば次のように言うことができよう。躊躇があるにもかかわらず④-2 の立場をとるべき、躊躇を無視できないが故に④-1 の立場を容認すべき、躊躇は当然のこととして考慮に入れるべきであるから③の立場に移行すべき、躊躇の（政治的）要因は払拭されるべきであるが故に②の立場もやむを得ない、等々。しかしこのように躊躇への向き合い方が多様であることに鑑みれば、逆にどの立場も前提とする「躊躇」それ自体を軸にして、なお対話は可能ではないだろうか。つまり、「躊躇を感じる」ことから一歩進んで「躊躇にどう向き合うかを考える」ことにおいて、対話の場が開かれるのではないか。その対話の場では、まずは人々が共通に持つと思われる、ともかくも「戦争には反対」というスタンスを出発点とした対話が、「躊躇」をめぐる再び展開可能となるであろう。

五 「躊躇」にどう向き合うか——「普通の人間」と「壁」

1. 戦争に「絶対的に」反対か、と問われた際に感じる躊躇は、もし万一自国への武力侵攻が発生したときに自衛のための武力による反撃もできないならば、自分たちの生活と生命を守ることができないのではないか、という不安に由来すると思われる。例えば、安念潤司は、「こと軍事・外交に関する限り、徹底的に現実主義で行くべき」とし、「理念・理想だの国際貢献だのは、それ自体を目的として追求する」ものではないとする。つまり自分たちの生活と生命を守ることがまず第一であり、そのために現実的に必要な対策、手段

であるならば、たとえ理想的なやり方でなくとも、また理論的に不整合であっても、それを採用すべきということである。自衛隊が軍隊であっても違憲として解散するのではなく維持し続けるのは、我々の持つ不安解消のため現実的に必要であるからである。イラクへの自衛隊派遣も復興支援のためでなく、アメリカとの協力関係を密にすることで日本の有事の際に守ってもらうことができるからである。このような現実には憲法上、理論的な矛盾状態であるかも知れないが、だからといって憲法改正や集団的自衛権容認の解釈変更をする必要はない。むしろ現行憲法に厳しい歯止めが規定されていることを、例えばアメリカからの要求への全面的な追従を回避する盾に利用すればよいのである。その場合も判断基準は、国民の生活と生命を守るために得策か否か、である¹⁵⁾。

この立場は結論的には④-1 となるが、それは戦争に絶対的に反対という建前が大事だからではなくてそのような建前を曲がりなりにも保持しておいた方が現実的に有益だからである。従って現実的に必要な限り軍事力を持つことも許容するのであるが、さらに積極的に日本は、その名称は何であれ軍隊を持つべき、とされる。なぜなら日本は、「よくわからない国」すなわち不安をもたらす要因を持つ国家に囲まれている、という現実があるからである。

もっと実態論を言えば、日本がニュージーランドの位置にあるのなら、軍備はほとんど、あるいは全くいらないと思います。しかし地理的な位置関係だけを変えようがありません。日本の周りには、ロシア、中国、北朝鮮と、はっきり言ってよくわからない国ばかりです。だとすると、全く軍隊を持たないなど言うことはできるはずがない。しかし戦は弱い。となるとどうするか。主としてアメリカに防衛の大筋のところは担ってもらい、個別的自衛権を行使するためのものは持つ。私は、賢明な政策だったと思うのです¹⁶⁾。

ここに指摘されているような実態に対峙するとき、武力侵攻が発生した後のことを考えるのではなく、その前に、あくまで非武装を貫いてそのスタンスから武力侵攻が発生しないような国際政治的努力を行うことに徹すべきだ、という立場もありうる。しかし例えば高橋和之は、「普通の人間」の不安を考慮に入れるとき、政治的法的にそのような立場をとることはかえって無責任ではないか、と述べる。

それは理想が高くていいのですが、普通の人間にそういうことを要求できるだろうか。そういう理想をもっている人は、「私は捨て身でいきます、うまくいかなくて殺されちゃったしょうがない、諦めます」でいいのですが、普通の人に「私はこういう理想でいくから、あなた方も付いてきてください」と言えるのか。特に、政治家などのように国民の安全を配慮すべき立場に立った場合、「私はこういう理想を持っているから、みなさん付いてきてほしい。万一失敗したら、一緒に死にましょう」でいいのか。やはり、理想を呼びかけ追求するにしても、失敗した場合のことを考慮に入れて行動すべきではないかという疑問です¹⁷⁾。

以上をまとめると、躊躇の原因は「よくわからない国」に対する不安であり、その躊躇

に対して「普通の人間」に期待できる向き合い方は、武力による「自衛の壁」を立てて侵攻を防ぐ備えをしておくことにならざるを得ない、ということになる。しかし、確かに生活、生命を脅かされる事態に置かれるとき我々は不安を抱くけれども、その不安への向き合い方として、自衛の壁を立てることが、普通の人間の唯一の選択肢でありそして本当に望ましいことといえるのであろうか。普通の人間は、不安感に駆り立てられて目の前の不安要因を取り除くことだけしか見えなくなる側面も持っているが、しかしそのような自分を取り巻く不安状況を分析して理解しようとしたり、壁を立てることの弊害を反省する力も持っているはずである。自衛の壁をつくるべきという反応をさしあたりととしても、それが唯一の結論であり、ずっとその反応のままとどまると考えるのは、「普通の人間」の分析反省による自己展開力を小さく見積もりすぎているように思われる。この点に鑑みれば、躊躇の原因（不安）を共通の出発点としながら、躊躇への向き合い方について考える（自衛の壁を立てることしかないのか、そしてそれが望ましいか）という対話の余地はまだ残されているのである。

2. 不安に対する向き合い方としての自衛の壁について考えるために、より身近な生活レベルで生じている現象を取り上げてみよう。

巨大な貧富の分裂を抱えた多くの国の例に漏れず、南アフリカの主要都市と地方都市は深刻な犯罪の問題に悩まされている。政府の活動は、底辺層を成す大多数の人々の基本的な生活条件を向上することに向けられるが、それは政府にとって過大な負担となっている。一方、この国の非白人を含む裕福なエリートたちは個人の安全を切実に求めている。エリートたちの多くは、塀と門で囲まれた地域や警備員付きのアパートに住み、1日の仕事が終わると都市から安全な場所へと避難するのである。

世界中の多くの国でこのようなパターンがあたり前のものになりつつある。そして南アフリカの一例はこれが最終的にいきつく所を示している。ヘリテージパークは、ケープ州サマーセット開発地域に隣接して富裕者のための居住区として建設され、通電した塀に守られる地域となる。今から10年以内に予定されている完成時には、500エーカー（約200万平方メートル）の土地に約2000戸の高級住宅が建てられ、その中心部には湖や森そして野鳥保護地区も含む50エーカー（約20万平方メートル）の中央公園がつくられる。教会や公共の広場と共に、水路やジョギング道路、乗馬道、子どもの遊び場、レクリエーション広場、運動公園、体育館といった施設もすべて、周りを取り囲む塀の中にある。塀の中には、商店や学校、レストラン、ホテル、劇場、そして小規模なビジネス地区と軽工業地区も設けられるだろう。

ヘリテージパークへは、4カ所の入口から許可証を提示して入る。40人からなる独自の警察力が外部からの侵入を阻んでいる。塀は内側からは立ち木と灌木に隠れてみえず、住民は遠くの山の景色を楽しむことができる。塀の中では犯罪は重大な問題にはならない。ヘリテージパークは資力さえあれば、白人、黒人そして有色人種を問わずに開かれているが、一般的には白人の住む場所と考えられている。教育や雇用の場そしてレ

クリエーション施設もその中にあるので、住民はめったに外に出る必要はなく、ほとんどの時間を塙の中で過ごすことが想定されている。

ヘリテージパークは、そこに住みたいと考える人達には人気が出てきているが、問題が一つ残っている。1,000人を超える不法居住者が建設予定地区に住んでおり、法律では移住を強制できないのである。しかし開発事業者は、これを逆に利点として活かそうと考えている。事業者は、通電した塙の外側に、不法居住者の安価な住宅を提供しようと計画している。そうすれば、彼らは塙の内側で店員やメイドの仕事を得てヘリテージパークに昼出勤し夜は塙の外に戻ることでないと開発する側は考えている。

ヘリテージパークは、世界中でますます一般的なものになりつつある生活様式の先端的な例である。ある意味でこれはなにも新しいことではない。というのも、歴史上、富と力を手にした人々は、みな自分たち自身と所有物の安全に特別な注意を払う必要を認めて来たのだから。しかし、とくに世界中で貧富の格差がはっきりしている多くの地域において、社会の中の富裕な階層は、ますます同じような方法で自分たちの安全を確保しようと努めている。

ブラジルのサンパウロでは、さらに極端な例がみられる。ここでは、富裕層は安全を求めて空を飛んでいる。

カージャック、企業幹部の誘拐や路上強盗は、金があるとみられる人すべてにとっての日常的なリスクになった。そこで、サンパウロでは、私用のヘリコプターの需要が増え、サンパウロは今やヘリコプター業者の格好の市場となった¹⁸⁾。

3. このようなゲーテッド・コミュニティは、アメリカでも急増しているという¹⁹⁾。この現象を見ると、生活者である「普通の人間」さえ可能な限り壁を立てて自らの生活を守ろうとするのであるから、そのような「普通の人間」により構成される国家レベルでも、自衛の壁を立てることは不安に対する当然の対応である、と考えてよいであろうか。必ずしもそうとは言えないように思われる。

まず第一に、ヘリテージパークに塙を建て、その壁の中で生活できるのは、ごく少数の富裕な人々に限られる。それは、高度な技術を用いてより完璧な壁を作り、自衛のための人員を雇用できる経済力がある人々である。また、高い壁を築いて守らなければならないだけのものを有している人々である。そもそも彼らを「普通の人間」と言うことができるであろうか。

ヘリテージパークの住民からすると、壁の外にいるのはそこから自分たちが身を守らなければならない「よくわからない」人々である。自分たちは壁の外へと侵攻しようとは考えていない善良な「普通の人間」であり、ただ「よくわからない」壁の外の人々から身を守るために専守防衛しようとしているだけ、ということなのである。しかし社会全体で見たとき、壁の外の大多数の人々の方が「普通の人間」であり、壁の中で生活する人々はむしろ「特殊な人間」ではないだろうか。従って、そのような少数の富裕な人々が、壁を立てるのは「普通の人間」にとって当然の対応であると主張するとき、それは、壁の内側の

「特殊な人間」である自らだけを基準にするのではなく、むしろ壁の外の「普通の人間」の観点から見ても当然の対応と言えるかどうかを基準にするべきであろう。

第二に、壁は必ずしも不安を解消させず、かえって増大させる恐れがある。壁の設定は富裕層と貧困層の固定をもたらし、経済的格差がますます増大することにつながるであろう。貧困の深刻化や、そのことに対する不平等感、絶望感は、犯罪の増加と凶悪化をもたらす恐れがある。また、壁はお互いの直接的交流を妨げるため、内側の人々にとって外側の人々は、さらに「よくわからない」人々となり、不安感はますます増大することとなる。

犯罪の深刻化と、相手への不安感（憎悪、恐れ、不気味感）は、壁の内側の人々に対し、さらに壁を高くしていく動機を与える。しかし壁を高くすればするほど、犯罪はより増大し凶悪となり、相手ももっと遠ざかって「よくわからない」人々になっていくと思われる。

同時に、壁が高くなっていくことに伴い、いずれの側も、壁の向こう側の人々の状況や思いに対して「無関心」になっていく。相手方の状況への無関心は、支援や情報を滞らせることで、状況のさらなる悪化を生み出すであろう。そして相手方の思いへの無関心は、相互に対する攻撃を過激化させていくであろう。

第三に、壁の内側が必ずしも安心というわけではない。壁の中でも、より富裕な層と一般の層という格差があり、壁の内側にとどまるための競争も発生するであろう。それらの矛盾は犯罪という形で現れるだけでなく、人種その他に基づく差別問題や、競争拡大が生み出す将来世代（子どもたち）の教育問題やいじめ問題等といった形で現れる。こういった問題が生じたとき、自衛の壁を立てるという対応を続けるとすれば、壁の内側にさらに壁を立てていくことになる。自分たちが安心できる範囲まで、何重にも壁が作られていくとすれば、その行き着くところ、すなわち最後に立てられる壁は、親密圏の基礎たる家族の領域なのかも知れない。しかし、壁は外から内部を見えなくするものでもある。内側で何が為されているか見えないことが、家族による虐待をエスカレートさせる要因であるという指摘は、よくなされているところである。安心のために高く立てられたプライバシーの壁もまた、その中の子どもをはじめとする家庭内弱者にとって、必ずしも安心をもたらさないのである。

4. 要するに、不安の火種は人間が生活していく以上無くなることはなく、その火種を自衛の壁を高くすることによって外側に追いやってゼロにしようという不安への向き合い方では、永遠に目的を達成することはできず、かえって不安を増大させたり救済を遠ざける恐れがある、ということである。

火種がゼロにならない以上、不安解消のためにはその火種が火になることを防いだり、火種の存在を早期に発見するという対応をせざるを得ないが、そのためには火種がよく見えるようにすると共に、火種に近づいていく必要がある。それは、壁を高くするよりもむしろ低くすることによって可能となることである。つまり、不安へのもう一つの向き合い

方として考えられるのは、不安をもたらす相手との壁を、不安が増大すればするほどむしろ低くしていくことである。我々が「よくわからない」相手の攻撃の恐れに直面するとき、自衛の壁を高くするという向き合い方しかないわけではなく、むしろ壁を低くするという選択肢も十分考慮に値するのであり、それによってさらなる対話の可能性が開かれるのである。というのは、壁を「低くする」というスタンスは、(壁をなくすことを理想として含むとしても) 必ずしも直ちに壁を「消滅させる」ことを要求するわけではないからである。それは、現時点において存在する様々なレベルでの自衛の壁を前提にした上で、その壁を高くしていくのではなく、常に低くしていく方向に進んでいくべきではないか、ということを示唆するのである。

六 憲法前文が示唆する「普通の人間」のスタンス

1. 壁を「低くする」スタンスは、戦争に「絶対的に」反対かという問いかけにイエスと答えることへの躊躇に対し、イエスと答えきれない場合でも直ちにノーと答えて躊躇することをやめてしまうのではなく、躊躇「し続ける」スタンスである、と言い換えることができよう。しかしたとえそのようなスタンスが望ましいとしても、「普通の人間」に要求することが可能なものであるのか、という疑問が依然として呈されるかも知れない。まさにその点について、人々が「普通の人間」同士として対話を展開すべきであろうが、その際一つだけ言えることは、このスタンスは、日本国憲法の前文の立場である、ということである。関連する箇所を挙げてみよう。

まず前文第一段である。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。……

この箇所において、政府が戦争を起こさないための鍵とされているのは、民主制（「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」）、自由主義（「自由のもたらす恵沢を確保」）だけでなく、「諸国民との協和による成果」の確保である。もし日本国民が（絶対的でないとしても）戦争反対を憲法下で唱える以上、「よくわからない」国々との間における自衛に関しても、壁を形成するのではなく、あくまで「協和」を旨としなければならない、ということである。「協和」は、よくわからない相手であってもわかろうとする努力によって達成され、わかろうとするためには壁を低くしていく必要がある。前文第一段は、「日本国民」に対し壁を低くするスタンスをとり続けることを要求していると言える。

次に前文第二段を見てみよう。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を

保存しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

この箇所において、「われらの安全と生存」を保存する手段は、「諸国民の公正と信義」への信頼である。どんな国の人々であっても本来は「平和を愛する」はずであって、そのことへの「信頼」から「相互の関係」を形成していくことが人間関係の「崇高な理想」であろう。「よくわからない」相手に対してであっても、前文は、不信ではなくて「信頼」からスタートすることを「日本国民」のスタンスとして宣言しているのである。

さらに、この箇所は「平和のうちに生存する権利」を、「われら」だけでなく「全世界の国民」の権利と位置づけると共に、単に戦争や紛争がないことだけでなく「恐怖と欠乏」から免れるという内容を持つ権利であるとしている。従って、日本国民の平和に向けた努力は、自国の内側の国民に対する安全の確保だけでなく、「よくわからない」国々も含め全世界の国民、例えば自らの力では自衛の壁も作ることでできない人々の「恐怖」や、(現在の日本も含め)豊かな国々が形成する壁の外側で経済的貧困にあえぐ人々の「欠乏」の解消にも向けられるべきなのである。この全世界の国民の「平和のうちに生存する権利」が「われらの安全と生存」としての平和と同一段落に規定されているということは、「われら」に対する侵攻の恐れ(直接的暴力)の問題も、壁の外側での経済的格差(欠乏)や治安悪化(恐怖)の固定拡大(構造的暴力)の問題とつながっており、その問題を解決するためには相互に対する憎悪や差別や無関心(文化的暴力)を乗り越えた権利主体同士としての関わり合いが必要である、という平和観を前文は前提にしている、という解釈の可能性を開く。この平和観に基づく場合、自衛の壁を高くすることは、構造的暴力や文化的暴力を増大させ、その結果かえって自国への直接的暴力の危険をも増大させるという悪循環に至るのであって、それを良循環に引き戻すためには、まずは自衛の壁を低くすることから着手するべき、ということになるであろう。

このような平和観に立って国際関係を形成していくべきことは、次の前文第三段及び第四段によって確認されていると考えられる。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない……と信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

2. このように憲法前文は、「壁を低くしていく」スタンスをとることを、「われら」日本国民、すなわち「普通の人間」たる国民すべての意思として宣言していると言えよう。もし「普通の人間」にそのようなスタンスを望むことはできず、自衛の壁を高くしていくスタンスに立たざるを得ないのだ、というのであれば、(憲法第9条を維持する立場であっても改正すべきという立場であっても)まずこの前文を改正すべきなのである。思うに、

戦争及び平和に関する憲法改正論議は、第9条以前にもっと前文に焦点を当てる必要があるのではないだろうか。そして日本国憲法を前提にするならば、前文改正をしない限り、「壁を低くしていく」スタンスをとるのが基本であり、戦争の賛否に関する対話はそれを道筋として展開されていくべきこととなるのである。

注

- 1) 『DVD 世界大百科事典』(平凡社、1998年)「戦争」を参照。(「戦争とはある政治目的のために政治、経済、思想、軍事的な力を利用して行われる政治集団間の闘争である。それが組織的な破壊の企てであるかぎり、ひとの死を伴う。」)
- 2) この分類は、主権国家間の戦争において、最も典型的に見て取ることができるが、内戦・革命においても、また近代以前の部族間の戦争においても、論理としては同じ分類が可能である。
- 3) 「戦争は交戦国の双方ともに自国が正当と信じるのが普通であって、したがって交戦国のいずれか一方を正、他方を不正と差別することはできないとする正当な理由づけの相対性」の故に、無差別的戦争観が支配的となったのであり、この戦争観に立つとしても依然として、正当な戦争でなければ許されないという建前が放棄されたわけではなく、決して戦争を無条件に許容するわけではないと考えられる。それ故に「方法の正当性が次第に重要視されるようになる」のである(島田征夫『国際法(第三版)』弘文堂、2002年、299頁)。
- 4) 「このような無差別戦争観の下で、戦争を行う権利は主権国家の本質的権利とされ、むしろ、戦争そのものの規制でなく、戦争の方法の規制、すなわち、交戦法規の整備に関心が向けられることとなった。」(梶基晃『憲法9条：研究と議論の最前線』青林書院、2006年、2頁)。
- 5) この条約には当時の主権国家のほとんど、63カ国が加入した。その内容は以下の通りである。

戦争ノ抛棄ニ関スル条約(パリ不戦条約)

第一条 締約国ハ、国際紛争解決ノ為戦争ヲ訴フルコトヲ非トシ、且其ノ相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言ス。

第二条 締約国ハ、相互間ニ起ルコトアルヘキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ、其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハス、平和的手段ニ依ルノ外之カ処理又ハ解決ヲ求メサルコトヲ約ス。

第三条 本条約ハ、前文ニ掲ケラルル締約国ニ依リ其ノ各自ノ憲法上ノ要件ニ従ヒ批准セラルヘク、且各国ノ批准書カ総テ「ワシントン」ニ於テ寄託セラレタル後直ニ締約国間ニ実施セラルヘシ。

2 本条約ハ前項ニ定ムル所ニ依リ実施セラルトキハ世界ノ他ノ一切ノ国ノ加入ノ為必要ナル間開キ置カルヘシ。……

- 6) 筒井若水編集代表『国際法辞典』(有斐閣、1998年) 295頁。
- 7) 国際連合憲章 第二条 4 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。
- 8) 第五一条 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的

又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

9) 日本国憲法 第二章 戦争の放棄

第九条（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認） 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

- 10) 例えば深瀬忠一は、「一国の人民の人権を侵す他国の攻撃に対して、現代的兵器と軍隊を用いる戦争によって自国人民の人権を防衛するという一八・一九世紀以来の伝統的公式が根本的に動揺し、それは両側あるいは多遍的に人民の人権の全面的破壊を帰結することが明白となったので、双方ないし国境をこえた全世界の人民の人権を防衛するという共通の利益のため連帯協力して、戦争とその手段としての兵器・軍隊という共通の破壊要因に対して共通の利益としての人民の人権を守るといふ、新しい論理が要請されるに至ったのである」とする。そして「その防衛の論理、すなわち防衛目的と手段と結果を連結する筋道は、『軍事的合理性の論理』にかわる『平和的合理性の論理』というべきであり、〔後者は、軍事的侵攻を蒙る可能性がないではないにしても（わが国の場合その現実的可能性が極めて少ない条件を活かし）、その可能性をゼロにするよう、あらゆる平和的戦争抑制力を養成しつつ、相手方にも軍事力の縮小を訴え、相互の軍縮と緊張緩和・信頼回復の促進、平和的諸力の国内的・国際的連帯強化によって戦争勃発可能性を圧倒し、軍事力を使用する機会をなくする論理である〕と続ける（『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、1987年、230-232頁）。
- 11) 山内敏弘によれば、戦後しばらくは憲法九条は「自衛権の放棄」を意味すると率直に解されていたのに対し、一九四九年後半から一九五〇年にかけて政府が「武力なき自衛権」という概念を持ち出して戦争放棄（自衛戦争を含め）を説明したことにより、当該概念が当時の学界の通説的地位を占めるようになった。ところが、『自衛権』の存在がいったん認知されると、……政府は、今度は、『自衛権』がある以上は『自衛力』を保持することが当然である、という議論を展開することとなり、一九五四年自衛隊法制定に伴い政府は「武力による自衛権」論を採るに至る。結局、『武力なき自衛権』論は、少なくとも政府にとっては、その後における『自衛力』の保持を正当化するための、いわば露払い的な役割を果たす論理でしかなかったともいえる」とされる（『平和憲法の理論』日本評論社、1992年、191頁）。
- 12) 自衛のための実力すなわち「自衛力と戦力とはどう区別されるのか。当初は戦力とは近代戦争を遂行しうる程度の軍隊であり、それに達しないものは自衛力だと説明しておりましたが、その後自衛のための必要最小限度のものが自衛力であり、戦力とはそれを超えるものだという説明になり、これが現在にまで引き継がれてまいりました。現在の自衛隊も、かかる意味での自衛力の範囲内のものだと説明されております。何が必要最小限度かという、自衛力の規模に関しては、そのときどきの諸要因に依存するというところで、結局のところはその都度の国会の判断に帰すという説明になっておりますから、實際上規範的な歯

止めはないに等しいと言ってよいと思います」(高橋和之「特集・憲法9条を考える：座談会・憲法9条の過去・現在・未来」『ジュリスト』1260号、有斐閣、2004年1月1-15日号、10頁)。

- 13) 山内・前掲204-209頁参照。また、浦部法穂も次のように述べる。

「武力なき自衛権」という概念がありうるなら、憲法はそのような自衛権を否定するものではない。しかし、逆に「自衛権」は武力によるものであって「武力なき自衛権」などという概念はありえないのだとするなら、一切の戦力の保持を禁じた日本国憲法は、そのような自衛権を認めていないということにならざるを得ない。……もともと、国際法上、「自衛権」ということがとくに問題とされるようになったのは、国際的な「戦争違法化」論の中においてである。つまり、とりわけ第一次大戦後、戦争禁止の国際世論が高まったが、にもかかわらず、自衛のための戦争や武力行使は禁止されないのだという形で、戦争禁止の留保として「自衛権」というものが語られるようになったのである。「自衛権」は、そもそも、戦争や武力行使を合法化するための観念であった。とすれば、国際法上、「自衛権」が武力行使を前提としたものとして理解されてきたのは、自然のことであると言える。その意味で、少なくとも法的な概念としては、「自衛権」は武力行使を前提としたものとしてとらえるべきであり、「武力なき自衛権」などというものは、そもそも概念矛盾であって、ありえないということになる。そして、いっさいの戦争や武力行使を放棄し、いっさいの戦力の保持を禁じた日本国憲法のもとでは、このような「自衛権」が認められないことは、当然である。したがって、日本国憲法は「自衛権」も放棄したと解するのが正しいということになる(『全訂・日本国憲法』日本評論社、2000年、413-5頁)。

- 14) 1974年12月14日国連総会決議3314により、国際法上の侵略の定義が初めて定まった。すなわち「侵略とは、一国による他国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使……をいう」(前掲『国際法辞典』199頁)。
- 15) 前掲「特集・憲法9条を考える」48頁。
- 16) 同上15頁。
- 17) 同上46頁。
- 18) ポール・ロジャーズ『暴走するアメリカの世紀』(法律文化社、2003年)2-4頁。
- 19) 朝日新聞2006年3月6日11面「安全求め、分断進む米社会」参照。